

別表 1 : 評価項目及び評価基準

工事名 : 大牟田公共下水道事業明治ポンプ場電気設備改築工事

区分	評価項目	評価基準	配点				
9点	施工実績の状況	平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間の同種工事の施工実績 : 注1	3件以上の工事の実績あり 2件以上の工事の実績あり 1件以上の工事の実績あり 実績なし	3.0 2.0 1.0 0.0			
		工事成績評定の状況	平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間の本市の電気工事の工事成績評定点の平均点(本市の工事成績評定点の対象工事が無い場合)又は、国、他の地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した電気工事の平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間の実績の有無 : 注2	本市の工事成績評定点の対象工事ありの場合	70点以上 65点以上70点未満 60点以上65点未満 60点未満	3.0 2.0 1.0 0.0	
				本市の工事成績評定点の対象工事なしの場合	国又は他の地方公共団体の発注工事の実績あり 国又は他の地方公共団体の発注工事の実績なし	1.0 0.0	
				技術者保有状況に基づく信頼度	開札日現在において5年以上継続して雇用する1級電気工事施工管理技士の資格を有する者(資格を継続して5年以上有する者に限る。)の人数 : 注3	5人以上 3人又は4人 2人以下	2.0 1.0 0.0
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況					ISO9001又はISO14001の認証の取得 : 注4	両方とも取得している どちらか片方を取得している 両方とも取得していない
		施工実績の状況	平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間の配置予定技術者の同種工事の施工実績 : 注1・注5・注6	3件以上の工事の実績あり 2件以上の工事の実績あり 1件以上の工事の実績あり 実績なし	3.0 2.0 1.0 0.0		
	工事成績評定の状況			配置予定技術者が従事した平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間の本市の電気工事の工事成績評定点の最高点(本市の工事成績評定点の対象工事が無い場合)又は、国、他の地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した電気工事の平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間の実績の有無 : 注2・注5・注6	本市の工事成績評定点の対象工事ありの場合	70点以上 65点以上70点未満 60点以上65点未満 60点未満	3.0 2.0 1.0 0.0
					本市の工事成績評定点の対象工事なしの場合	国又は他の地方公共団体の発注工事の実績あり 国又は他の地方公共団体の発注工事の実績なし	1.0 0.0
					資格の保有年数の状況	配置予定技術者が保有する1級電気工事施工管理技士の資格の保有年数 : 注3・注5	10年以上 5年以上10年未満 1年以上5年未満 1年未満
		防災協定等の有無	本市との災害時における応急対策業務等に関する協定の締結の有無及び平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間の災害対応の活動実績の有無 : 注7・注8				協定の締結あり、活動実績あり 協定の締結あり、活動実績なし 協定の締結なし、活動実績あり 協定の締結なし、活動実績なし
	地域貢献活動			平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間の本市における公共施設の防災予防点検、清掃活動若しくは緊急出動又は本市における防災訓練への参加若しくは自主防災訓練の実施 : 注9	活動の実績あり 活動の実績なし	1.0 0.0	
					入札参加者の名簿の種類	入札参加者が登録されている平成30年度大牟田市競争入札参加資格者名簿の種類	平成30年度大牟田市競争入札参加資格者名簿(工事・市内業者) 平成30年度大牟田市競争入札参加資格者名簿(工事・準市内業者)
	計			21.0			

注1 「同種工事の施工実績」とは、国、地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した契約金額が2,500万円以上の契約に係る**下水道法**(昭和33年法律第79号)第2条に規定する**下水道**の電気工事(建設省告示に規定する電気工事をいい、建設業法第4条の規定により電気工事以外の建設工事を請け負った場合における当該建設工事に附帯する電気工事を除く。以下同じ。)のうち、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間に元請で完成させ、かつ、引き渡した実績(特定建設工事共同企業体の構成員としての実績にあっては、出資比率が100分の30以上である構成員としての実績に限る。注2において同じ)をいう。

注2 「本市の電気工事の工事成績評定点」とは、本市(企業局を含む。以下この注2において同じ。)との契約に係る電気工事であって、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間に本市に引き渡したものの実績に係る工事成績評定点(平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間に本市に引き渡した電気工事の実績に係るもの)にあっては、1.0点を減じた点数をいう。  
なお、本市の工事成績評定点の対象工事が無い場合における国、他の地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した電気工事の平成20年4月1日から平成30年3月31日までの期間の実績は、当該期間に国、他の地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団に引き渡した電気工事の実績をいう。

注3 「1級電気工事施工管理技士」とは、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)の規定に基づく1級の電気工事施工管理に係る技術検定の合格証明書を有する者をいう。

注4 ISOの認証については、平成30年度大牟田市競争入札参加資格者名簿に登録されている住所の営業所等において取得しているものに限る。

注5 「配置予定技術者」とは、入札工事に配置を予定している主任技術者又は監理技術者をいう。

注6 「施工実績」及び「本市の電気工事の工事成績評定点」の対象となるものは、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事したものに限る。

注7 「本市との災害時における応急対策業務等に関する協定」とについては、開札日前1月間に締結中であることが証明されたものであるものに限る。

注8 「災害対応の活動実績」とは、大牟田市水防本部又は大牟田市災害対策本部の設置時に本市の指示により対応した有償による業務活動の実績をいう。

注9 「緊急出動」とは、「防災協定等の有無」における有償による業務活動の実績を除くその他の災害の予防又は防止のための活動をいう。